

# コミュニティ活動運搬車両貸出事業について

地域コミュニティ団体が実施する活動などに運搬用車両の貸出をします。

貸出車両は、粗大ごみ運搬車両貸出事業の車両とし、利用できる日は、日曜日（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除く）の午前7時から午後7時までです。

## 【申請から貸出し・返却までの流れ】

### ① 利用申請

申請は、知立市コミュニティ活動運搬車両利用申請書（様式第1）により、利用日1ヵ月前から業務時間内（土・日曜日及び祝祭日は除く）に、地域活動推進課で行うことができます。申請者と運転者が異なる場合は、運転者の氏名・住所・電話番号・免許証番号が必要です。

### ② 利用許可

申請書提出後、内容等を確認のうえ、知立市コミュニティ活動運搬車両利用許可書（様式第1）をお渡します。

### ③ 車両貸出し（鍵・必要書類の受渡し・運転者確認）と車両返却（鍵の返却・報告書提出）

#### 【鍵・関係書類の貸出し・返却場所】

市役所の休日夜間受付（市役所北側玄関）

#### 【貸出しに必要なもの】

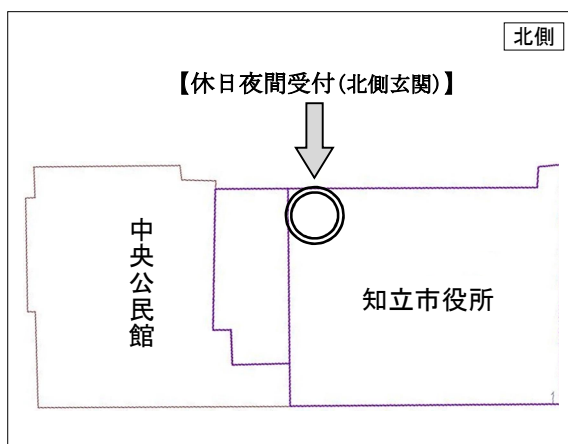
- ・申請者または、運転者の運転免許証
- ・知立市コミュニティ活動運搬車両利用許可書（様式第1）

申請者、または運転者は、市役所の休日夜間受付（市役所北側玄関）で、車両の鍵を受け取ってください。その際に、鍵と同時に、(1) 知立市コミュニティ活動運搬車両利用報告書（様式第2）、(2) 故障時の処置・事故時の処置の説明書類をお渡しします。

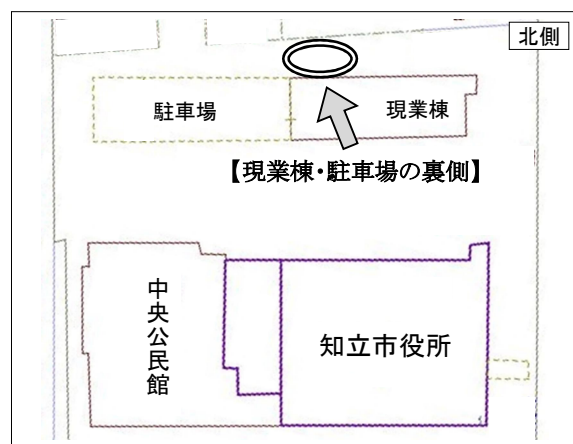
(1) 知立市コミュニティ活動運搬車両利用報告書（様式第2）は、返却時に必要事項を記入し、提出してください。

(2) 故障時の処置・事故時の処置の説明書類については、利用の際に良くお読みください。**車両の返却は、貸出しと同様に申請者または、運転者が市役所の休日夜間受付（市役所北側玄関）まで鍵をお返しください。車両は、貸出しの時に止めてあった場所に駐車してください。**また、知立市コミュニティ活動運搬車両利用報告書（様式第2）に必要事項を記入し提出してください。

※ **車両の清掃を必ず行ってください。**



( 車両のカギ貸出し・返却場所 )



( 車両駐車場所 )

#### 【問い合わせ先】

知立市役所 地域活動推進課（月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで）

電話：95-0144（ダイヤルイン）

宿直室

（平日夜間、土曜日・日曜日及び祝祭日）電話：83-1111